

議案第75号

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正について

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年佐野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子ども（同号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。）を除く。）に係る保育料の額は、零とする。

第3条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る保育料の額は、別表第1のとおりとする。

第4条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層 区分	世帯の定義		満3歳未満保育認定子どもの保育料（月額）	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護世帯等		円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市町村民税均等割のみ課税世帯		8,100	8,100
4	市町	40,000円未満	10,200	10,000
5	村民 税所 得割 の額 の区 分が 右欄 の区 分に 該当 する 世帯	40,000円以上 70,000円未満	15,100	14,800
6		70,000円以上 100,000円未満	26,000	25,500
7	の区 分が 右欄 の区 分に 該当 する 世帯	100,000円以上 130,000円未満	33,000	32,400
8		130,000円以上 170,000円未満	43,000	42,200
9	の区 分が 右欄 の区 分に 該当 する 世帯	170,000円以上 200,000円未満	49,100	48,200
10		200,000円以上 320,000円未満	52,200	51,300
11		320,000円以上	53,100	52,100

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援

法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

- 3 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、次に定めるところによる。
 - （1） 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は、適用しないこと。
 - （2） 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者である場合にあっては、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定すること。
- 4 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに係るこの表における市町村民税の額は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した額とする。
- 5 この表における階層区分は、4月分から8月分までの保育料の額の算定にあっては当該年度の前年度分の、9月分から翌年3月分までの保育料の額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額により決定するものとする。
- 6 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、同表の階層区分の3から6までのいずれかに認定され、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も

高い特定被監護者等から数えて教育・保育給付認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第1条に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者の属する世帯

7 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、ひとり親世帯等に該当する場合の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 階層区分の3と認定される場合 3,100円
- (2) 階層区分の4と認定される場合 3,900円
- (3) 階層区分の5と認定される場合 保育標準時間認定にあつては4,500円、保育短時間認定にあつては4,400円

(4) 階層区分の6と認定される場合 保育標準時間認定にあつては7,800円、保育短時間認定にあつては7,600円

8 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から5まで（同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときはこの表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

9 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の5から11まで（同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円以上と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

第2条 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

3	市町村民税均等割のみ 課税世帯		8,100	8,100
4	市町	40,000円未満	10,200	10,000
5	村民 税所	40,000円以上	15,100	14,800
		70,000円未満		

6	得割 の額 の区 分が 右欄 の区 分に 該当 する 世帯	70,000円以上 100,000円未満	26,000	25,500
7		100,000円以上 130,000円未満	33,000	32,400
8		130,000円以上 170,000円未満	43,000	42,200
9		170,000円以上 200,000円未満	49,100	48,200
10		200,000円以上 320,000円未満	52,200	51,300
11		320,000円以上	53,100	52,100

を

3	市町村民税均等割のみ 課税世帯		8,100	7,900
4	市町	48,600円未満	13,000	12,700
5	村民 税所 得割	48,600円以上 77,200円未満	22,400	22,000
6	の額 の区 分が	77,200円以上 97,000円未満	26,000	25,500
7	右欄 の区 分に	97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,300
8	該当	121,000円以上 145,000円未満	37,200	36,500

に

9	する 世帯	145,000円以上 169,000円未満	38,800	38,000
10		169,000円以上 200,000円未満	45,800	44,900
11		200,000円以上 250,000円未満	48,600	47,600
12		250,000円以上 301,000円未満	53,200	52,100
13		301,000円以上 349,000円未満	57,600	56,400
14		349,000円以上	59,800	58,600

改め、同表備考第6項中「6まで」を「5まで」に改め、同表備考第7項中「6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）」を「5まで」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「5と」を「4と」に、「4,500円」を「5,000円」に、「4,400円」を「4,900円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「6と」を「5と」に、「7,800円」を「6,700円」に、「7,600円」を「6,500円」に改め、同号を同項第3号とし、同表備考第9項中「11まで」を「14まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1の規定は、令和元年10月分以

降の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1の規定は、令和2年4月分以降の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育料を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第75号参考資料

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正案 新旧対照表
(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(保育料等の額)</p> <p>第3条 <u>保育料の額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2～5</u> (略)</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所（佐野市保育所条例（平成27年佐野市条例第11号）別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。）において保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者</u>から保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、特定保育所において保育を受けた保育認定子どもの<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から保育料を徴収する。</p> <p>(延長保育料等の徴収)</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において延長保育を受ける<u>支給認定子どもの支給</u></p>	<p>(保育料等の額)</p> <p>第3条 <u>教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子ども（同号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。）を除く。）に係る保育料の額は、零とする。</u></p> <p><u>2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る保育料の額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所（佐野市保育所条例（平成27年佐野市条例第11号）別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。）において保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>から保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、特定保育所において保育を受けた保育認定子どもの<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から保育料を徴収する。</p> <p>(延長保育料等の徴収)</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において延長保育を受ける<u>教育・保育給付認定子</u></p>

認定保護者から延長保育料を徴収する。

2・3 (略)

別表第1 (第3条関係)

1 教育の提供を受ける場合

階層 区分	世帯の定義		保育料 (月 額)
			円
1	生活保護世帯等		0
2	市町村民税非課税世帯		1,500
3	市町村民税均等割のみ課税世帯		3,000
4	市町村民税所得 割の額の区分が 右欄の区分に該 当する世帯	40,000円未満	4,500
5		40,000円以上70,000円未満	7,000
6		70,000円以上77,101円未満	8,700
		77,101円以上100,000円未満	13,700
7		100,000円以上211,201円未満	15,500
8	211,201円以上		19,600

2 保育の提供を受ける場合

階層 区分	世帯の定義		保育料 (月額)							
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
			保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定	保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定	保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定		

子どもの教育・保育給付認定保護者から延長保育料を徴収する。

2・3 (略)

別表第1 (第3条関係)

階層 区分	世帯の定義		満3歳未満保育認定子どもの保育料 (月 額)	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
			円	円
1	生活保護世帯等		0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市町村民税均等割のみ 課税世帯		8,100	8,100
4	市町 村民 税所 得割 の額 の区 分が 右欄 の区 分に	40,000円未満	10,200	10,000
5		40,000円以上 70,000円未満	15,100	14,800
6		70,000円以上 100,000円未満	26,000	25,500
7		100,000円以上 130,000円未満	33,000	32,400
8		130,000円以上 170,000円未満	43,000	42,200
9	170,000円以上		49,100	48,200

1	生活保護世帯等	円	円	円	円	円	円	円
		0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	2,600	2,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
3	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,100	8,100	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
4	市町村民	40,000円未満	10,200	10,000	7,300	7,100	7,300	7,100
5	税所得割の額の区分	40,000円以上 70,000円未満	15,100	14,800	12,200	11,900	12,200	11,900
6	分が右欄の区分に該当する世帯	70,000円以上 100,000円未満	26,000	25,500	19,100	18,700	19,100	18,700
7	該当する世帯	100,000円以上 130,000円未満	33,000	32,400	22,900	22,500	20,600	20,200

	該当する世帯	200,000円未満		
10		200,000円以上 320,000円未満	52,200	51,300
11		320,000円以上	53,100	52,100

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、次に定めるところによる。
 - 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は、適用しないこと。
 - 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者である場合にあっては、その者を指定都市以外の市町村の区

8	130,000円 以上 170,000円 未満	43,000	42,200	24,400	23,900	20,600	20,200
9	170,000円 以上 200,000円 未満	49,100	48,200	24,400	23,900	20,600	20,200
10	200,000円 以上 320,000円 未満	52,200	51,300	24,400	23,900	20,600	20,200
11	320,000円 以上	53,100	52,100	24,400	23,900	20,600	20,200

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「3歳未満児」とは、保育を受ける日の属する年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満の支給認定子どもをいい、「3歳児」とは基準日において3歳の支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは基準日において4歳以上の支給認定子どもをいう。

域内に住所を有する者とみなして算定すること。

- 婚姻によらないで母又は父となった者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに係るこの表における市町村民税の額は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した額とする。
- この表における階層区分は、4月分から8月分までの保育料の額の算定にあつては当該年度の前年度分の、9月分から翌年3月分までの保育料の額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額により決定するものとする。
- この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、同表の階層区分の3から6までのいずれかに認定され、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて教育・保育給付認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第1条に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

3 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は、適用しないこと。

(2) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者である場合にあっては、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定すること。

5 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに係るこの表における市町村民税の額は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した額とする。

6 この表における階層区分は、4月分から8月分までの保育料の額の算定にあっては当該年度の前年度分の、9月分から翌年3月分までの保育料の額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額により決定するものとする。

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯

(7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者の属する世帯

7 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から6まで（同表の階層区分の6にあっては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、ひとり親世帯等に該当する場合の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 階層区分の3と認定される場合 3,100円

(2) 階層区分の4と認定される場合 3,900円

(3) 階層区分の5と認定される場合 保育標準時間認定にあっては4,500円、保育短時間認定にあっては4,400円

(4) 階層区分の6と認定される場合 保育標準時間認定にあっては7,800円、保育短時間認定にあっては7,600円

8 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から5まで（同表の階層区分の5にあっては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときはこの表の規定により算定する額の2分の1に相当する額と

7 この表の規定にかかわらず、第1項の表の階層区分の2若しくは3又は第2項の表の階層区分の2と認定され、かつ、次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）に該当する場合の保育料の額は、零とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて現に児童を扶養しているものの属する世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3) 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第1条に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者の属する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯

(7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者の属する世帯

8 この表の規定にかかわらず、第1項の表の階層区分の4から6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）又は第2項の表の階層区分の3から6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、ひとり

し、3番目以降に当たるときは零とする。

9 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の5から11まで（同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円以上と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

親世帯等に該当する場合の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項の表の階層区分の4と認定される場合 1,400円
- (2) 第1項の表の階層区分の5と認定される場合 2,200円
- (3) 第1項の表の階層区分の6と認定される場合（市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。） 2,700円
- (4) 第2項の表の階層区分の3と認定される場合 次のア又はイに掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 3歳未満児 3,100円
 - イ 3歳児及び4歳以上児 2,000円
- (5) 第2項の表の階層区分の4と認定される場合 次のア又はイに掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 3歳未満児 3,900円
 - イ 3歳児及び4歳以上児 保育標準時間認定にあつては2,800円、保育短時間認定にあつては2,700円
- (6) 第2項の表の階層区分の5と認定される場合 次のア又はイに掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 3歳未満児 保育標準時間認定にあつては4,500円、保育短時間認定にあつては4,400円
 - イ 3歳児及び4歳以上児 保育標準時間認定にあつては3,600円、保育短時間認定にあつては3,500円
- (7) 第2項の表の階層区分の6と認定される場合（市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。） 次のア又はイに掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 3歳未満児 保育標準時間認定にあつては7,800円、保育短時間

認定にあつては7,600円

イ 3歳児及び4歳以上児 保育標準時間認定にあつては5,700円、
保育短時間認定にあつては5,600円

- 9 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて支給認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。
- 10 この表の規定にかかわらず、第1項の表の階層区分の2若しくは3又は第2項の表の階層区分の2と認定され、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて支給認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。
- 11 この表の規定にかかわらず、第1項の表の階層区分の4から6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）又は第2項の表の階層区分の3から5まで（同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて、支給認定子どもが、2番目に当たるときはこの表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。
- 12 第1項の表の規定にかかわらず、同表の階層区分の6から8まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円以上と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に

小学校第3学年を修了するまでの子どもが2人以上いる場合の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、支給認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

13 第2項の表の規定にかかわらず、同表の階層区分の5から11まで（同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円以上と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、支給認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正案 新旧対照表
(第2条関係)

第1条による改正後				改正案			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
階層 区分	世帯の定義	満3歳未満保育認定子どもの保育料（月額）		階層 区分	世帯の定義	満3歳未満保育認定子どもの保育料（月額）	
		保育標準時間認定	保育短時間認定			保育標準時間認定	保育短時間認定

			円	円
1	生活保護世帯等		0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市町村民税均等割のみ 課税世帯		8,100	8,100
4	市町	40,000円未満	10,200	10,000
5	村民 税所	40,000円以上	15,100	14,800
		70,000円未満		
6	得割 の額	70,000円以上	26,000	25,500
		100,000円未満		
7	の区 分が	100,000円以上	33,000	32,400
		130,000円未満		
8	右欄 の区	130,000円以上	43,000	42,200
		170,000円未満		
9	該当 する	170,000円以上	49,100	48,200
		200,000円未満		
10	世帯	200,000円以上	52,200	51,300
		320,000円未満		
11		320,000円以上	53,100	52,100

			円	円
1	生活保護世帯等		0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市町村民税均等割のみ 課税世帯		8,100	7,900
4	市町	48,600円未満	13,000	12,700
5	村民 税所	48,600円以上	22,400	22,000
		77,200円未満		
6	得割 の額	77,200円以上	26,000	25,500
		97,000円未満		
7	の区 分が	97,000円以上	34,000	33,300
		121,000円未満		
8	右欄 の区	121,000円以上	37,200	36,500
		145,000円未満		
9	該当 する	145,000円以上	38,800	38,000
		169,000円未満		
10	世帯	169,000円以上	45,800	44,900
		200,000円未満		
11		200,000円以上	48,600	47,600
		250,000円未満		
12		250,000円以上	53,200	52,100
		301,000円未満		
13		301,000円以上	57,600	56,400

	349,000円未満		
14	349,000円以上	59,800	58,600

備考

1～5 (略)

6 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、同表の階層区分の3から5までのいずれかに認定され、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて教育・保育給付認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。

(1)～(7) (略)

7 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から5までのいずれかに認定され、かつ、ひとり親世帯等に該当する場合の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 階層区分の4と認定される場合 保育標準時間認定にあつては5,000円、保育短時間認定にあつては4,900円

(3) 階層区分の5と認定される場合 保育標準時間認定にあつては6,700円、保育短時間認定にあつては6,500円

8 (略)

備考

1～5 (略)

6 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、同表の階層区分の3から6までのいずれかに認定され、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料の額は、当該特定被監護者等のうち年齢の最も高い特定被監護者等から数えて教育・保育給付認定子どもが2番目以降に当たるときは、零とする。

(1)～(7) (略)

7 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の3から6まで（同表の階層区分の6にあつては、市町村民税所得割の額の区分が77,101円未満と認定される場合に限る。）のいずれかに認定され、かつ、ひとり親世帯等に該当する場合の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 階層区分の4と認定される場合 3,900円

(3) 階層区分の5と認定される場合 保育標準時間認定にあつては4,500円、保育短時間認定にあつては4,400円

(4) 階層区分の6と認定される場合 保育標準時間認定にあつては7,800円、保育短時間認定にあつては7,600円

8 (略)

9 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の5から11まで(同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円以上と認定される場合に限る。)のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合(特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。

9 この表の規定にかかわらず、同表の階層区分の5から14まで(同表の階層区分の5にあつては、市町村民税所得割の額の区分が57,700円以上と認定される場合に限る。)のいずれかに認定され、かつ、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合(特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の保育料の額は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、教育・保育給付認定子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1に相当する額とし、3番目以降に当たるときは零とする。